４　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千四百六十九円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千四百九十円を、それぞれ支弁する。

５　［略］

第七条の二　［略］

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千四百六十九円を支弁する。

３　［略］

（食事給与費）

第十二条　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百七十一円とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和八年四月一日から適用する。

２　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

○厚生労働省令第百七号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び関係法令の規定に基づき、栄養士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

栄養士法施行規則等の一部を改正する省令

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の申請手続） **第一条**　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。）第一条第一項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等（その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。次項第二号を除き、以下同じ。）） 二～四　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する	（免許の申請手続） **第一条**　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。）第一条第一項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍） 二～四　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を